

管理職手当細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和4年5月13日学長裁定)

### 管理職手当細則の一部を改正する細則

管理職手当細則（平成16年4月1日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後		現行	
(略)		(略)	
第2条 給与規程第18条の規定により管理職手当を支給する職員は、次の表に掲げる職員とする。		第2条 給与規程第18条の規定により管理職手当を支給する職員は、次の表に掲げる職員とする。	
適用区分	職員区分	適用区分	職員区分
I 種	事務局長	I 種	事務局長
II 種	副学長 事務局企画調整役（総務・教務担当）及び事務局次長（病院担当）	II 種	副学長 <u>事務局次長</u>
III 種	図書館長 看護部長	III 種	図書館長 看護部長
IV 種	薬剤部長 課長、監査室長	IV 種	薬剤部長 課長、監査室長
(略)		(略)	
<u>附 則</u> この細則は、令和4年5月13日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和4年4月1日から適用する。			
<b>【改正理由】</b> 令和4年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。			